

(様式第K11号)
 処理コード
 3 2 6 0 0 1

新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届

新制度 (R04)

A 面

新制度の農業者老齢年金の受給権者以外の方は、農業者年金被保険者証の記号番号を正確に記入してください。

新制度の農業者老齢年金を受給している方は年金証書の記号番号を正確に記入してください。

「フリガナ」欄は、カタカナで記入してください。

00	(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
	(2) 農業者老齢年金証書の記号番号	4 0 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	
	(3) 氏名	(フリガナ) ノウネン タロウ 農 牛 太郎	
	(4) 生年月日	昭和 年 月 日 2 3 2 0 8 2 5	
10 ・ 12	(5) 住所	郵便番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (フリガナ) トウキョウト ミナトク ニシンバシ 1チヨウ6ノ21 東京都 港区 西新橋 1丁目 6番 21号	
	(6) 提出年月日 (農業委員会受付年月日)	令和 年 月 日 4 0 4 0 8 2 6	
20	(7) 農業を営む者でなくなった日	平成・令和 年 月 日 3 4 0 4 0 4 0 1	
(8)	基準日 (農業を営む者でなくなった日の1か月前の日)現在農業に供していた農地等及び農業用施設及び基準日後1か月以内に取得又は返還を受けた農地等及び農業用施設の有無 (該当する方に、○印を付けてください。)	農地及び採草放牧地 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 特定農業用施設 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 一般農業生産施設 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	(9) 家族経営協定を破棄すること等により、農業を営む者でなくなった	(配偶者等の氏名) [氏名] (配偶者等の生年月日) [昭和 年 月 日] (配偶者等の農業者年金被保険者証の記号番号) [-]	
		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
(10) 農業を営む法人の常時従事者たる構成員又は共同利用施設等の構成員ですか	有 1 無 2	(11) 左の者でなくなった はい 1 いいえ 2	
25	基金記入欄	(A) 継承方法区分	1 2 3
		(B)	4
		(C) (D) (E)	

生年月日を記入してください。なお、年月日が一桁の場合は、前に「0」を補って記入してください。

農業委員会へ届出た年月日を記入してください。なお、年月日が一桁の場合は、前に「0」を補って記入してください。

農業経営を廃止した日(すべての農地等、農業生産施設の処分が終了した日。)を記入してください。なお、年月日が一桁の場合は、前に「0」を補ってください。

該当する方に○印を付けてください。

政策支援区分3で加入していた者が、家族経営協定を破棄する等により農業経営者でなくなったことに該当する場合は「有」に○印を付けてください。

配偶者等の方の氏名と生年月日を記入してください。また、配偶者等の方が農業者年金の加入者の場合は被保険者記号番号を記入してください。

農業を営む法人の常時従事者たる構成員又は共同利用施設等の構成員である場合は「1」に○印を付けて、(11)欄を記入してください。

届出提出後も農業を営む法人の常時従事者たる構成員又は共同利用施設等の構成員である場合((10)欄で1に○印を付けた場合は、特例付加年金の裁定請求時まで「農業を営む法人の常時従事者たる構成員又は共同利用施設等の構成員」でなくなる必要があります。

(★農業委員会で記入します。)
 受付した農業委員会の住所記号及び電話番号を記入してください。

★ 農業委員会の住所記号 都道府県 市区町村コード 1 2 3 4 5 TEL 123 - 456 - 7890	特例付加年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明 <input checked="" type="checkbox"/>	★ 受付 第 〇 〇 号 令和4年8月26日 港 農業委員会

(★農業委員会で押印します。)
 (6)欄の提出年月日と同じ日で受付印を押印してください。

× 基金記入欄	× 受付印
------------	----------

K11号単独の届出の場合は、農業委員会で受付を行った後に届の写しを関係するJAに送付してください(後日K21号又はK22号を提出する際に確認が必要となります。)。K11号とK21号又はK22号を同時に提出する場合は、K11号の農業委員会受付年月日が、必ずK21号又はK22号のJA受付年月日より先になるように注意してください。

30	後継者に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(12)氏名	(13)生年月日	(14)住所(届出者(5)欄と同一の場合は不要)
		農年 小太郎	昭和3年 5月 2日 平成 5 2 1 0 1 0	
	(15)届出者との続柄	(16)農業従事年数・月数		★ 続柄を確認できる書類を添付... <input type="checkbox"/>
		1 長男 2 長男以外の息子 3 娘	4 養子 5 孫 6 直系卑属の配偶者	

後継者へ農地等、特定農業用施設及び一般農業生産施設を経営継承する場合に、後継者の氏名、生年月日、住所を記入してください。続柄は該当する番号に○印を付けてください。

後継者の農業従事年数・月数を記入してください。またD面(53)欄の証明を受けてください。

(★農業委員会で記入します。)

農業委員会は届出者と後継者の続柄が確認できる戸籍の謄本(写)等が添付されていることを確認してください。

40	第三者に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(17)氏名	(18)生年月日	(19)住所
		水田 太郎	昭和3年 4月 0日 平成 4 0 0 9 2 8	東京都 港区 六本木 1-1-1
	(20) 農業への新規参入者の該当の有無	(21) 新規参入者へ農地等及び特定農業用施設を処分した場合に記入すること		1 通算 年数 月数 0 2 0 0 2 継続
		1 有 2 無	農業従事年数・月数	

第三者へ農地等、特定農業用施設及び一般農業生産施設を経営継承する場合に、相手方の氏名、生年月日、住所を記入してください。

相手方が新規参入者の場合は、その者の農業従事年数・月数を記入してください。また、その場合はD面(53)欄の証明を受けてください。

法人に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(22) 法人の名称	農事組合法人 のうねんファーム
	代表者氏名	代表取締役 牧野 耕太郎
	主たる事務所の所在地	東京都 港区 六本木 2-2-2

法人へ農地等、特定農業用施設及び一般農業生産施設を経営継承する場合に、法人の名称、代表者、法人の主たる事務所の所在地を記入してください。

権利の種類	農地等の状況		農地等の処分状況			
	面積	処分対象	権利の移転の面積	使用収益権の設定の面積	使用収益権の消滅の面積	
50 基準日現在の農地等	(23) 所有権に基づくもの (自作地) 6,000 m ²	後継者 (28)	m ²	(36) 6,000 m ²	(44) 800 m ²	
		第三者 (29)	m ²	m ²		
	(24) 使用収益権に基づくもの (小作地) 4,000 m ²	後継者 (30)	3,200 m ²	(38) m ²		
		第三者 (31)	m ²	(39) m ²		
53 基準日後に取得又は返還を受けた農地等	(25) 所有権に基づくもの (自作地)	後継者 (32)	m ²	(40) m ²	(45) m ²	
		第三者 (33)	m ²	(41) m ²		
	(26) 使用収益権に基づくもの (小作地)	後継者 (34)	m ²	(42) m ²		
		第三者 (35)	m ²	(43) m ²		
農地等の合計 (27)		後継者 (46)	9,200 m ²			
		第三者 (47)	m ²			

(23)欄(自作地)のうち、後継者に使用収益権を設定した農地等の合計面積を記入してください。

(24)欄(小作地)のうち、後継者に使用収益権を移転した農地等の合計面積を記入してください。

(24)欄(小作地)のうち、使用収益権の消滅をした農地等の合計面積を記入してください。

後継者に処分した農地等の合計面積((30)+(36)欄)を記入してください。(使用収益権の消滅(44)欄の面積は含みません。)

使用収益権の消滅の相手方に届出者の配偶者が含まれていた場合には、「1」に○印を付けてください(その場合、D面(55)欄を記入してください。)。届出者の配偶者が含まれていない場合には「2」に○印を付けてください。

農地等、特定農業用施設及び一般農業生産施設の処分の相手方が第三者のみの場合は、農地等についてのみ自留地(注)が残ります。その場合は自留地として残した面積を記入してください。(注)(27)欄の面積の1/3相当の面積が1,000m²(道南を除く北海道は2,000m²)のいずれか少ない面積となります。

54	(48) 使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれていましたか	有 無	1 2	(49) 自留地	m ²	(50) 土地収用法等により処分された面積	m ²
----	---------------------------------	--------	--------	----------	----------------	-----------------------	----------------

土地収用法等により処分された面積がある場合は、その面積を記入してください。

★ 農地等の処分についての添付書類のチェック
 (28) 欄 ~ (43) 欄についての処分が確認できる書類の添付...
 (「添付資料一覧」の4、5、6、8の書類) (50) 欄についての処分が確認できる書類の添付...
 (「添付資料一覧」の9~13の書類)
 (44) 欄 ~ (45) 欄についての返還が確認できる書類の添付...
 (「添付資料一覧」の7、または契約期間満了の場合は契約時の5、8の書類)

(★農業委員会で記入します。)

農業委員会で基金へ届出を送付する前に、必要な書類が添付されているかを確認してください。

農業者年金被保険者証の記号番号	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
農業者高齢年金証書の記号番号	4 0 1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
氏名	農 年 太 郎	

C 面

A面の(1)、(2)欄と同様に農業者年金被保険者証の記号番号又は年金証書番号を記入してください。
また、届出者の氏名(3)欄と同じ)を記入してください。

処分が必要となる施設について、漏れがないように全てを記入してください。
青色申告を行う場合に必要となる固定資産台帳(償却資産台帳)等を農業委員会へ提示してください。

青色申告を行う場合に必要となる固定資産台帳(償却資産台帳)等により、特定農業用施設に該当した施設の残存耐用年数を記入してください。

(51) 特定農業用施設及び一般農業生産施設の処分の内訳

1 特定農業用施設又は一般農業生産施設の別	2 施設の種類の別	3 施設の所在			4 面積 (一階床面積)	5 権利の種類	6 特定農業用施設の残存耐用年数	7 基準日後取得又は返還を受けた施設ですか	8 処分の方法 (該当する方法に○印を付けてください)	9 処分の相手方 (8が1、2の場合のみ記入してください)
		市区町村名	大字及び字名	地番						
60	① 特定 2 一般	畜舎	港区	三田	1-4	100	1 所有権 2 所有権以外	15 02	1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
61	① 特定 ② 一般	畜舎	港区	三田	1-5	200	1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
62	① 特定 ② 一般	温室	港区	六本木	1-6	300	1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
63	① 特定 ② 一般	温室	港区	六本木	1-7	400	1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
64	① 特定 2 一般						1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
65	① 特定 2 一般						1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
66	① 特定 2 一般						1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
67	① 特定 2 一般						1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
68	① 特定 2 一般						1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
69	① 特定 2 一般						1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
70	① 特定 2 一般						1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
71	① 特定 2 一般						1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者
72	① 特定 2 一般						1 所有権 2 所有権以外		1 1 移転 4 取用等 2 2 設定 5 供用廃止用途変更 3 3 消滅	1 後継者 2 第三者

特定農業用施設とは、①基準日に農業に供している残存耐用年数が10年以上ある畜舎及び温室、②基準日後1か月以内に取得又は返還を受けた残存耐用年数が10年以上ある畜舎及び温室のことです。

一般農業生産施設とは、基準日に農業に供している残存耐用年数が10年未満の畜舎・温室及び蚕室、キノコ栽培施設等の農畜産物の生産に直接供している施設のことです。
(対象施設一覧)
①米麦・果樹・野菜・特産物・花き用育苗(苗供給)施設
②野菜・花き用温室(花きの場合、管理施設を含む)
③野菜用れき耕施設・溶液栽培施設・キノコ栽培施設
④養蚕用稚蚕用蚕室・壮蚕用蚕室・上族収繭室・桑苗供給施設
⑤畜産用畜舎(鶏舎)・ふ卵施設

該当する処分方法に○印を付けてください。

- 1. 移転
 - 2. 設定
 - 3. 消滅
 - 4. 取用
 - 5. 供用廃止・用途変更
- 所有権の移転、使用収益権の移転の場合
使用収益権の設定の場合
使用収益権の消滅の場合
土地収用法等による取用等の場合
農業生産施設以外の施設(格納庫等)にした
農業生産施設として利用しなくなった又は解体・撤去等した場合

処分の方法が「1. 移転」又は「2. 設定」の場合のみ、該当する処分の相手方に○印を付けてください。

73 (52) 特定農業用施設の使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれていましたか	有 1 無 ②
--	------------

特定農業用施設の使用収益権の消滅の相手方に、届出者の配偶者が含まれていた場合には「1」に○印を付けてください(その場合、D面(55)欄を記入してください)。
届出者の配偶者が含まれていない場合には「2」に○印を付けてください。

(注)この用紙で足りない場合は、コピーして使用してください。

★ 施設の処分についての添付書類のチェック
権利の移転又は設定に関する相手方との契約書の写等(「添付資料一覧」の14、15の書類)・・・

(★農業委員会で記入します。)
農業委員会で基金へ届出を送付する前に、必要な書類が添付されているかを確認してください。

D 面

(53)農業に従事していた証明書

(後継者又は新規参加者) ←
 (氏名) 農年小太郎 は、処分対象農地等の権利を取得する日まで
 (通算) 5年 2月間
 継続 年 月間
 農業に従事していたことを証明します。
 令和 4年 4月 20日 役職名 農業委員
 住所 港区西新橋2-3-4
 氏名 田畑育男

B面(12)欄の後継者の氏名又は(17)欄の新規参加者の氏名を記入してください。

該当する方を○で囲み、農業に従事していた期間の年数・月数を記入してください。

A面の(7)欄(農業を営む者でなくなった日)の日以後の年月日を記入してください。

証明者の職名(農業委員、民生委員、町内会長等)、住所、氏名を記入してください。

(54) ★一般農業生産施設を供用廃止又は用途変更した場合の農業委員会による確認書

(届出者の氏名)
 (氏名) 農年太郎 が、令和 4年 4月 1日に供用廃止又は用途変更した一般農業生産施設内に家畜等の棚卸資産が存在していないことを確認しました。
 令和 4年 4月 20日 農業委員会会長(氏名)
 水田耕作

(★農業委員会で記入します。)

A面(3)欄の届出者の氏名、供用廃止又は用途変更した日及び農業委員会が確認した年月日、農業委員会会長の氏名を記入してください。

供用廃止又は用途変更した場合、棚卸資産(飼育又は肥育・養殖中の家畜及び繁殖用の家畜、育成中の観葉植物、収穫前の野菜、果実等の農業を営むことにより生じる農業生産物の全てが、供用廃止又は用途変更された施設内不在であることを、届出者の申告により現況写真等で確認してください(現況写真等で確認ができない場合は、現地における目視による確認も可。))。

(55) ★農地等又は特定農業用施設の使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれている場合の届出の提出と指導の状況

「農地等配偶者返還届」(様式第K13号)が、返還する日の2週間前までの、令和 4年 4月 20日に農業委員会へ提出され、新たな農業者の確保に資するものとなるよう指導をした。

(★農業委員会で記入します。)

農地等又は特定農業用施設の使用収益権の消滅の相手方に、届出者の配偶者が含まれていた場合(B面(48)欄又はC面(52)欄の「1」に○印を付けた場合)は、「配偶者返還届」が提出された年月日を記入してください。配偶者返還届は、農業委員会で保管してください(基金へは送付は不要です。)

(56) ★審査確認欄

当該経営継承が適格であり、この届出書の記載及び確認内容は、事実と相違ないことを確認しました。
 令和 4年 8月 26日

★ 諸名義関係チェック欄(該当に○印) 経営移譲管理カードより転記(一致)すること。	該当	諸名義	変更済	変更予定	名義なし
		農業共済の加入名義	○		
		経営所得安定対策等交付金の申請名義	○		
		農業所得納税申告名義		○	

(★農業委員会で記入します。)

「経営移譲管理カード」により、諸名義ごとのいずれか該当する欄に必ず○印を記入してください。同一名義に○印が重複することはありません。

(★農業委員会で記入します。)

審査確認年月日を記入してください。

★ 農業委員会において、審査確認年月日を記入してください。

後継者への経営継承の場合は3つの諸名義チェック欄すべてに○印を付けてください。
第三者への経営継承の場合は農業共済の加入名義及び経営所得安定対策等交付金の申請名義のチェック欄に○印を付けてください。
名義を持たないものは、「名義なし」欄に○印を付けてください。

★ 家族経営協定を破棄すること等により、農業を営む者でなくなった者の場合は

「添付資料一覧」の16の書類…□

(★農業委員会で記入します。)

A面(9)欄で「有」に○印が付いている場合、農業委員会で基金へ届出を送付する前に、必要な書類が添付されているかを確認してください。

本人確認欄
 特例付加年金を受給するための事前指導を受け、かつ特例付加年金の支給要件及び受給後の支給停止等の内容を理解した上で、上記のとおり提出します。
 (請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

必ずチェックされていることを確認すること。